

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 会員の入退会、倫理等に関する規則施行細則

平成21年2月24日制定

平成23年2月1日施行

平成26年5月29日改正

令和3年6月3日改正

(目的)

第1条 この細則は、会員の入退会、倫理等に関する規則（以下単に「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところにより、その他の用語は規則で使用する用語の例による。

- (1) 処分 規則第11条に規定する措置をいう。
- (2) 不利益処分 理事会が、規則に基づき、特定の会員に対し、直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。

(処分の基準)

第3条 理事会が不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて判断する際の基準（以下「処分基準」という。）は、規則第11条に定めるところによる。

(不利益処分をしようとする場合の手続き)

第4条 理事会は、規則に違反する疑いのある会員がある場合は、倫理委員会に付議してその答申を得たうえで、処分することができる。

2 不利益処分をしようとする場合に、倫理委員会は、次の各号の区分に従い、この細則の定めるところにより、当該不利益処分の対象となっている会員について、当該各号に定める意見陳述のための手続きをとらなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
ア 規則第11条第2項第3号ないし第5号の不利益処分をしようとするとき
イ アに掲げる場合以外の場合であって相当と認めるとき

(2) 前号ア又はイのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きをとることができないとき。
- (2) 必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が客観的な資料により直接証明されたとき。

(不利益処分の理由の提示)

第5条 理事会は、不利益処分をする場合には、その名あて人である会員に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 理事会は、前項ただし書の場合においては、該当名あて人である会員の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、

同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

(聴聞等の手続き)

第6条 聴聞、弁明の機会の付与又は規則第12条第3項の規定に基づく不服申し立てに対する判定に係る手続きは、公益社団法人東京ビルメンテナンス協会役員倫理規程施行細則に定めるところの例による。

附 則

この細則は、本会の設立登記の日から施行する。

附 則

この細則は、総会で承認のあった日（平成26年5月29日）から施行する。

附 則

この細則第2条乃至第4条及び第6条は、総会で承認のあった日（令和3年6月3日）から施行する。